

会 議 録

会議の名称		石狩市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		平成23年3月2日（水） 開会：10時05分 閉会：11時25分		
開催場所		石狩市役所 403会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部参事（福祉統計担当）		
出席者	委員	8名：鎌田英暢、松田裕、田岡伸義、村山俊之、安保隆之、 藤田修作、新保信一、柏野俊子		
	事務局	4名：藤田福祉統計担当参事 木澤福祉総務課企画総務担当主査 中川障がい支援課長 田森高齢者支援課長		
	申請者	3名：特定非営利活動法人ふれあい広場タンポポのはら 担当者：米山 枝理 社会福祉法人タンポポのはら 法人代表理事：北原 益二郎 担当者：藤岡 登		
公開・非公開 の状況		■公開 □非公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開会 2 委員紹介 3 会長及び会長職務代理者の選出について 4 議題 (1) 更新登録申請について (2) 変更登録申請について 5 その他 6 閉会		
審議経過		別紙のとおり		

確定年月日	会議録署名
平成23年5月20日	会長 鎌田英暢

1. 開 会

【事務局】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻を少し過ぎましたが、只今から「平成22年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

本日は、1名の委員が欠席となりましたが、委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、お手元に配布しております資料の確認でございますが、こちらの提出資料一覧を見ていただきますと、

事前配布資料といたしまして、

- ① 資料1 申請団体の概要
- ② 資料2 石狩市福祉有償運送運営協議会設置要綱
- ③ 資料3 福祉有償運送ガイドブック

以上の3点、

当日配布資料といたしまして、

- ① 資料4-1 更新登録申請書案・NPO法人ふれあい広場タンポポのはら
- ② 資料4-2 変更登録申請書案・社会福祉法人タンポポのはら

の2点、

以上の5点の資料をお配りしておりますので、ご確認願います。

もし、お手元に不足資料がございましたら、お知らせ願います。

なお、資料4-1と4-2の申請書案につきましては、審議対象団体の事業活動及び個人情報等が掲載されていますので、審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元に配付してございます会議次第に従いまして、進めて参りたいと存じますが、本日の協議会は昨年6月1日付けの委員改選後、はじめての開催となりますので、会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

【事務局】

それでは会議次第の「2. 委員紹介」ですが、前回（平成21年8月）の開催以来、1年半以上経過しており、この間に委員の改選及び人事異動等で、委員の皆様や事務局のメンバーに変更がございましたので、事務局よりご紹介いたします。

先ずは私ども事務局の体制ですが、私、保健福祉部参事の藤田と申します。こちらの福祉総務課主査の木澤と共に当運営協議会の事務局を担当しております。次に

保健福祉部内の関係課長になりますが、障がい支援課長の中川です。次に高齢者支援課長の田森です。皆様、よろしくお願いいたします。

次に委員の皆様をご紹介します。最初に石狩市保健福祉部長の鎌田委員です。次に石狩市企画経済部企画課長の松田委員です。次に国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官の新保委員です。次にダイコク交通株式会社取締役業務部長の田岡委員です。次に石狩市民生委員児童委員連合協議会障がい者福祉部会副部長の安保委員です。次にNPO法人石狩市手をつなぐ育成会理事の藤田委員です。次にNPO法人ふれあい広場タンポポのはらの柏野委員です。次に本日は欠席されていますが、全自交北海道地方連合会ダイコク交通労働組合書記長の林委員がおられます。

最後に、この度新しく委員になられた方をご紹介します。石狩市連合町内会連絡協議会より、地域住民の代表として長らく委員を務められました越智委員にかわりまして、村山委員が新たに当協議会の委員となりました。なお、村山委員への委嘱状の交付につきましては大変恐縮ですが、本日机上での交付とさせていただきますので、ご了承願います。

3. 会長及び職務代理者の選出について

【事務局】

続きまして、会議次第の「3. 会長及び会長職務代理者の選出」についてご提案させていただきます。はじめに運営協議会設置要綱第5条第1項に基づきまして、会長の選出をいたしたいと存じます。規定によりまして、会長は石狩市職員の中から充てることとなっておりますので、候補者は2名でございますが、委員の皆様からのご提案はございますか。

(事務局一任の声)

事務局一任とのお声がありましたので、大変恐縮でございますが、当事務局に一任させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのお声がありましたので、保健福祉部長の鎌田委員を会長に選出させていただきます。

それではこれより議事進行は、鎌田会長にお願いいたします。

【会 長】

ただ今、会長を仰せつかりました鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、運営協議会第5条第3項に基づきまして、会長職務代理者を選出いたしたいと存じます。規定によりまして、会長が指名する者が職務を代理することとなっております。私より市企画経済部企画課長の松田委員を指名させていただきたいと思いますが、委員の皆様からのご提案はございますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのお声がありましたので、提案のとおり松田委員を会長職務代理者に選出させていただきます。松田委員、よろしくお願いいたします。

次に、本協議会の議事録調製の方法についてお諮りいたします。これまでは、議事録は、当日の審議状況の録音を基に、事務局が全文筆耕したものを、会長が確認の上、署名・押印をもって確定とし、速やかな公表に努めております。

まあ、議事録原案の段階で、委員各位にもご確認いただき、意見等を伺って適宜修正という方法もあろうかと存じますが、お手数をおかけすることにもなりますので、私と事務局を信用していただきまして、従前どおりの簡便なやり方で調製させていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

4. 議 題

【会 長】

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は、既登録団体に係る更新登録申請及び変更登録申請の2件となっております。よろしくご審議いただきたいと存じます。

ここで、委員の皆様一言お願い申し上げます。本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体の事業活動及び個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましてはくれぐれも秘密厳守の程、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

先ず、議題の1番目「更新登録申請について」ですが、こちらの案件につきましては、柏野委員が申請団体の代表者となってございますので、柏野委員におかれましては審議委員としてではなく、申請団体の代表というお立場でのご参加となりま

すことを皆様に事前にご案内申し上げます。

それでは、申請団体より申請内容のご説明を願います。

【法 人】

「NPO法人ふれあい広場タンポポのはら」の米山と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1「申請団体の概要」に基づき、ご説明いたします。

まず「運送の主体」ですが、私ども特定非営利活動法人のうち、1事業所が有償運送を実施しております。

次に「運送の区域」についてですが、石狩市及び札幌市としております。

次に「使用車両」についてですが、法人所有車両及びリース契約のある車両が7台となっております。そのうち、車いす車が1台、兼用車が1台、この2台が法人所有車両となっております。セダン等5台のうち、4台は軽車両となっておりますが、こちらの5台はリース契約車両となっております。

次に「旅客の範囲」についてであります。石狩市については対象者が46名となっております。そのうち、身体障がい者が11名、知的障がい者が34名、その他の障がい者が1名となっております。また、札幌市の方では対象者が19名となっております。そのうち、身体障がい者が9名、知的障がい者が10名となっております。

次に「運転者要件」についてですが、運転者数は14名です。免許種別についてですが、14名中全て、普通1種免許となっております。また、過去3年間に免許停止処分を受けた者はありません。受講講習名についてですが、14名中13名は「移送サービス運転協力者講習会」の研修を受講しています。残りの1名は「サンビック福祉移動サービス運転者研修」を受講しています。また、セダン等車両運転資格についてですが、介護福祉士が1名、セダン等運転者講習修了者が5名、訪問介護員養成研修修了者が8名となっております。

次に「運行管理等」についてですが、運行管理責任者及び運行管理体制についてはそれぞれ選任済み、整備済みとなっております。運転者証については作成済みで、運転者全員が常に携帯しています。車両表示事項等については車両の両側面に表示しています。旅客の名簿は作成し、各車両に設置しています。

次に「整備管理」についてですが、整備管理責任者は選任済み、整備管理体制は整備済みとなっております。

次に「事故の対応等」についてですが、事故対応責任者は選任済み、車両任意保険の加入状況ですが、全車両について、対人・対物それぞれ無制限で加入しています。

次に「苦情処理体制」についてですが、苦情処理責任者は整備済み、苦情処理体制も整備済みとなっております。

次に「収受する対価」についてですが、距離制運賃としています。運賃は1キロメ

ートルの料金で60円、その他、運送の対価以外の対価ということで迎車料金を1キロメートルの料金で20円としています。ただし、10キロメートルを超えた場合は一律200円ということで、10キロメートル以上の距離数の場合、一律200円の料金をいただいています。また、複数乗車の場合の対価について、先にご説明の設定金額、1キロメートル60円、迎車料金1キロメートル20円の料金を乗車人数で割って計算しております。

最後に、当法人の有償運送事業の必要性についてご説明いたします。現在、多くのタクシー事業者が福祉車両を整備し、また、バスや地下鉄、JRなどの公共交通機関でも移動困難者への対応が進んできていますので、多くの人たちがそれらを利用できる環境にあります。移動が制約されている人たちの中では、環境による移動の困難さに加えて、知的障がいや発達障がい、精神障がいなど、それら障がい特性や障がいに起因する様々な困難さがあり、タクシーや公共交通機関の利用が難しい方もいらっしゃいます。このような方々にとって、常日頃、送迎サービスや日常生活でのサービス利用を通して、福祉の専門職として信頼関係を築けている職員が対応することは外出時における利用者の大きな安心につながり、そしてそれは移動困難者の外出機会を助長することにもつながります。そのため、当法人では今後も継続して有償運送事業を行っていきたいと考えています。

また、対価の設定状況について、有償運送制度が登録制となる以前から、当法人では送迎サービスを実施していましたが、その当時の料金は本人乗車の場合、1キロメートル40円、迎車料金が1キロメートル20円で設定していました。また、自家用有償旅客運送車として登録を行った平成18年にも同様の料金設定としましたが、その後、ガソリン代の高騰により、運営面から考えると法人の負担が大きいことありまして、平成20年の前回の更新登録時に本人乗車の場合、1キロメートル60円、迎車料金を1キロメートル20円まで、ただし、上限を10キロメートルを超えた場合は一律200円までとする形に変更して現在に至っております。60円という金額に設定した理由ですが、タクシー料金の概ね半額以下という基準を基に、長い期間1キロメートル40円という金額設定を行ってきた点から考えると、大幅な増額というのは利用される方々の負担にもなり、送迎サービスを使いたくても使うことのできない状況になることも予想されたため、40円と比較しても大きな変更がなく、利用できる金額という点で60円という金額に設定しました。また、この際、タクシーを利用した場合には発生しない迎車料金の設定が20円のままですと、本人の乗車している距離が短くても迎車料金が遠距離の場合、タクシー料金を超える可能性があるということから10キロメートルまでという上限を設け、実施しています。今回の更新登録についても料金設定については変更なく実施していきたいと考えています。

私どもからは以上です。

【会 長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料もございますので、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いします。

【田岡委員】

資料の確認の前に、皆さんにお伝えしておきたいことがございますがよろしいでしょうか。

【会 長】

どうぞ。

【田岡委員】

札幌交通圏のタクシー業界では現在、迎車料金はいただいてません。それと運賃についてですが、身体障がい者割引を10パーセントで設定しています。初乗り料金が650円ですが、それに対する割引だけではなく、運行距離毎に発生する運賃についてもこの割引が適用となります。更に皆様のお手元に平成20年3月に国土交通省から出されている「福祉有償運送ガイドブック」というものがございしますが、このガイドブックの中で運送の対価がタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内とされており、かつ登録事業者への留意事項として、タクシーの運賃の半額等、必要以上に対価が安いことを煽って会員等の募集を行ってはいけないとされております。これらの事項を念頭に資料確認を行っていただきたいと思います。

【会 長】

只今の意見を踏まえまして、資料の確認を行っていただきたいと思います。

(資料精査)

【会 長】

皆さんよろしいでしょうか。それでは只今の申請団体からの説明及び提出された資料に基づき、審議に入りたいと思います。何か皆様の中からご質問あるいは意見等がございましたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【田岡委員】

資料を確認した結果、私は何も問題はないと思います。

【会 長】

了解しました。他に何かございますか。

【藤田委員】

運転手の方々は以前より登録されている方々が大半を占めているようですが、新たな運転手はいらっしゃいますか。

それと、資料を見ますと、運転手の中で累積点数は無いのですが、過去に人身事故を起こされている方がいらっしゃいますよね。その事故の内容についてお聞かせください。

【法 人】

資料中の運転記録証明書をご覧いただきたいのですが、今回、14名の運転者で申請を行っていますが、14名のうち、2名が新たな運転手となります。この2名につきましては以前在籍の法人で有償運送の運転実績がございます。その他の運転手につきましても全員、2年以上の運転実績がございます。

また、事故の内容についてですが、プライベートでの出来事でございます、信号待ちの車に後ろから追突したという状況でございます。この運転手についてはその後、ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）の適性診断を受けており、その内容等も石狩市に届け出ております。

【会 長】

その他、ございませんか。

それでは質問等、無いようですので、この申請については認めるということでよろしいですか。

【委員一同】

よろしいと思います。

【会 長】

それでは、特定非営利活動法人ふれあい広場タンポポのはらの更新登録申請については、認めるということで決定いたしました。

つづきまして、本日の議題の2番目「変更登録申請について」申請団体より申請内容のご説明をお願いします。

【法人代表】

ご説明に先立ちまして、本来であれば本日、私ども法人代表である理事長が出席す

べきところですが所業のため、私、理事の北原が代理として出席となったことを皆様にご報告させていただきます。

私ども社会福祉法人タンポポのはらは、当協議会の同意を得た上で自家用有償運送事業の登録をし、平成20年から22年の12月まで、石狩市及び札幌市内において有償運送事業を実施して参りました。先般、12月末で登録期限を迎え、札幌市内における更新登録を行っている状況でございます。本来であれば石狩市内も輸送区域に含めての更新登録を行うべきでしたが、登録手続きが遅れてしまい、この度、現登録事項に石狩市を輸送区域に含めるための変更登録申請を行うため、当協議会での審議の程、お願いいたしたく存じます。

申請内容につきましてはこの後、担当者よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【法 人】

「社会福祉法人タンポポのはら」施設管理責任者の藤岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、私ども法人の北原理事よりお話しいたしましたが、本来であれば更新登録申請という形で、皆様にご審議いただくべきでしたが、変更登録申請となった経緯について、若干、ご説明したいと思います。

冒頭、理事よりご説明いたしました通り、私ども法人では平成20年11月に登録を行い、2年間、福祉有償運送事業を実施して参りました。平成22年12月末を以って登録期間が満了するため、更新登録の手続きを迎えるところではございました。

その中で、札幌市部分については昨年の11月に札幌市の運営協議会が開催されまして、無事、更新登録を行ったところではございます。しかしながら、私どもの単純な事務的ミスにより、石狩市部分の更新登録手続きが滞っておりまして、12月初めより、石狩市の運営協議会事務局と打合せをさせていただきましたが、更新登録手続きに至るまでの協議会開催は非常に厳しい状況となり、時期を逸してしまいました。その後、札幌陸運支局様にご相談申し上げましたところ、札幌市部分の登録が生きておりますので、更新期限経過後に改めて石狩市部分については変更登録手続きが可能であるとのご指導を承りました。そのような背景から、本来であれば更新登録手続きとして皆様にご審議いただくところですが、本申請の内容を以ってご審議の程、ご理解をいただきたく存じます。

【田岡委員】

ご説明に入る前に意見を申し述べたいのですが、よろしいでしょうか。

【会 長】

どうぞ。

【田岡委員】

札幌市部分の更新登録後、石狩市部分の運送についてはどのようにされているのですか。

【法 人】

対価はいただきず、現在無償で実施しております。

【田岡委員】

今の説明を受けて、素直に納得ができないなと感じております。

運転免許証だって有効期限が経過したら、運転できませんよね。登録が切れているからその間は無償で運送していましたという説明だけでは、理解ができません。もう少し、詳しい説明が必要でないかと思われませんが、いかがでしょうか。

【法人代表】

当法人としては、運送を行わないことによって利用者が不便を来すのではないかという懸念がありまして、石狩市内の利用者については今まで通りの運送で、無償で対応させていただく、その一方で、事業の継続のため、登録を受けている札幌市内の利用者の方々からは料金をいただき、必要最小限の運営に要する経費を負担いただくことで、極力、利用者の負担とならないよう、事業を執り行っていますので、ご理解いただければと思います。

【田岡委員】

では、このままの登録状況で事業を継続できるのであれば、そのままの状態を実施するのですかということにもなるのですが。陸運支局ともご相談し、判断をいただいているのですよね。この件に関して委員の皆様がどう思われるかが気になります。

【会 長】

今のご意見については先に一度、申請内容の説明を受けてから審議するということがよろしいでしょうか。

【田岡委員】

はい。よろしいです。

【会 長】

それでは引き続き、申請団体からの説明を受けたいと思います。

【法 人】

それでは、私ども法人の申請内容につきまして、資料1「申請団体の概要」に基づき、ご説明いたします。

まず「運送の主体」ですが、私ども1社会福祉法人1事業所において、有償運送を実施しております。

次に「運送の区域」についてですが、只今申し上げました通り現在、札幌市部分において有償運送を行わせていただいておりますけれども、石狩市部分の追加について、今回、変更登録申請をさせていただくということでございます。

次に「使用車両」についてですが、法人所有車両又はリース契約のある車両が3台となっております。そのうち、兼用車が1台、これはストレッチャータイプの車両です。その他、セダン等が2台ありまして1台は軽自動車となっております。

次に「旅客の範囲」についてであります。石狩市については対象者が9名となっております。札幌市の方では対象者が10名となっております。

次に「運転者要件」についてですが、運転者数は8名で、うち1名が普通2種免許取得者で、残りの7名は普通1種免許取得者です。いずれの運転手も過去3年間に免許停止処分を受けた者はありません。受講講習名についてですが、8名全員が「移送サービス運転協力者講習会」の研修を受講しています。また、セダン等車両運転資格についてですが、介護福祉士が2名おりまして、その2名を含む8名全員がセダン等運転者講習修了者となっております。

次に「運行管理等」についてですが、運行管理責任者及び運行管理体制についてはそれぞれ選任済み、整備済みとなっております。運転者証については作成済みで、運転者全員が常に携帯しています。車両表示事項等については車両の両側面に表示しています。旅客の名簿は作成し、各車両に設置しています。

次に「整備管理」についてですが、整備管理責任者は選任済み、整備管理体制は整備済みとなっております。

次に「事故の対応等」についてですが、事故対応責任者は選任済み、車両任意保険の加入状況ですが、全車両について、対人・対物それぞれ無制限で加入しています。

次に「苦情処理体制」についてですが、苦情処理責任者は整備済み、苦情処理体制も整備済みとなっております。

次に「収受する対価」についてですが、申請書の最後の方に資料として添付しております、「福祉有償運送にかかる料金表」をご覧くださいなのですが、札幌市内は片道200円、石狩市内は片道170円で、定額制運賃としています。

続きまして、利用料金の内容について、申請書中に「利用料金、送迎ルート一覧」

として、石狩市分の料金設定に係る資料を添付しております。内容について若干、ご説明いたします。現在、6つのルートで運送いたしておりますけれども、そのうち2つのルートについては「ルート送迎」ということで、毎日2名ないし3名の方々がそれぞれ、通所する日が決まっている方がいらっしゃいますので、決まったルートにて送迎する形をとっております。残りの方達は「個別送迎」ということとなっております。料金については、いずれもタクシー料金の2分の1以下に設定しております。参考までに札幌市分の送迎ルート表も添付いたしましたので、ご参照いただければと思います。

以上で、私どもからの説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

【会 長】

ありがとうございます。

それでは、先ほどの申請と同様に、資料の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(資料精査)

【会 長】

それでは申請資料について御覧いただけたと思いますので、早速、委員の皆様からご意見あるいはご質問等をお受けいたしたいと思います。それで、冒頭、田岡委員からご意見がございました、無償で運送していることについてですが、何かご意見等ございますでしょうか。

【藤田委員】

事業者側から考えてですね、有償運送に該当しなくなってしまうと、料金もいただけないということで、法人としては初歩的なミスであったなと思っております。そのことで行政の方からもいろいろとアドバイスなり指導をいただいているかと思いますが、ひとつ確認したいのですが、そのことで利用者に不利益的な要素は無かったのでしょうか。例えば事故対応がより複雑になって保険が下りないなど、そのようなことを心配事として感じました。専門的知識が無いので良く分かりませんが、再発の防止という意味を含めて、法人側には反省していただきたいと思います。また、本来あってはいけない事ですが、こういった事態が発生した場合、利用者への不利益が生じない体制作りについても検討すべきではないでしょうか。それともうひとつですが、有償運送ということで、利用者の方々に公平公正に利用していただかなければならないのがこの事業の本来の姿であると思いますが、これが図らずとも一部無償となってしまうということで、法人がその部分をペナルティとして負担するというの

は当然だと感じています。

それと、このような状況であったことについて、事務局を通じまして、私ども委員も知っていた方が良かったのではと感じています。知ったからと言って私どもに何ができるのかといったことはありますけれども、他の方に聞かれたときに、委員が知らないというのもどうかと感じました。

【法 人】

私どものミスで利用者の皆様並びに運営協議会委員の皆様にご迷惑をおかけしました事に、心からお詫びを申し上げたいと思います。身の引き締まる思いを持って今、拝聴させていただきました。今後、同じような事を繰り返さないよう十分、注意をしていきたいと思っています。利用者皆様への不利益という部分ですが、逆に運送しないことによる不利益さというものを私ども、配慮した所でございます。皆様ご承知の通り、障がいをお持ちの方で、特に自閉的な傾向のある方というのは、毎日同じルート、同じ車両で同じ人間が関わることで安心して、乗車してくださるということがございます。ですから、私どもの事務的なミスが原因で利用者の方にご迷惑をかけるということは最大限、避けたいという思いで行っている次第です。しかしながら、有効期限が切れており、有償で運送することはできませんので、そうした背景から止むを得ず無償で実施させていただいたのが実態であるということをご理解願いたいと思います。

【新保委員】

陸運支局といたしましては、12月末に登録が切れてしまうということで、その後短期間、1月ないし2月には運営協議会が開催されると考えておりました。当法人の代りに送迎できる事業者もいないでしょうし、会員の方々のことも考えまして、短い間であればやむを得ないと判断したうえで、今回の手続きにて了解した次第です。ただ、やはり協議会の開催がここまで延びてしまうとは当初、考えていませんでした。

【田岡委員】

法人さんと陸運支局両方の意見を伺って思ったのですが、事業者が手続きをし忘れたことをフォローするようにも感じ取れますし、また、陸運支局から協議会の開催時期についても述べられていましたが、そのことで、協議会自体にもその一因があると思われるかもしれません。

【新保委員】

私どもとしても、手続きを失念されていた法人に一番問題があると思っています。ただ、このようなことがないように、事務局としても各事業者の登録期間をつかんで

おいて、期間満了が迫る前にアラームを鳴らしてあげるとか、そのようなフォローをしていただけると良いのではないかなと思っています。

【田岡委員】

この件に関してはもう少し慎重な検討が必要だと思っておりますので、このような意見を述べさせていただきました。

それと併せて伺いたいのですが、輸送の対価について、札幌市と石狩市でそれぞれ料金が違いますよね。この料金設定の考え方について教えてください。

【藤田委員】

これは法人さんの事業所から札幌市内の利用者さんとの距離が遠いからですね。説明資料なんですけど、居住地によってこうなりますよといったような、もう少し我々がイメージしやすい資料の作り方をしていただければ説明しやすかったのではないかと思います。

【法 人】

はい。ご指摘の通り確かに、もう少し分り易い資料とすべきであったと感じております。

【会 長】

他にございませんか。

【安保委員】

この協議会の開催ですが、定期開催ですか。それとも不定期開催ですか。

これによって、今回の申請の時期に影響を与えたというようなことはございますか。

【事務局】

事務局より、本申請に係るこれまでの経緯経過説明も含め、ご質問にお答えいたします。

協議会の開催についてでございますが、案件主義を採っておりますので、具体的な案件があった時点で、各委員のご予定等を確認いたしまして、その中で、速やかに協議会を開催するという姿勢で執り行っております。それで、申請に先立ちまして、事業者による資料の準備であるとか、精査の必要もございまして、事前の相談を受けてございますが、本件に関しましてはその事前相談が昨年12月13日にございました。その時点で状況等、お伺いした次第ですが、12月7日開催の札幌市の運営協議会を通過し、その後、12月13日に札幌陸運支局への申請及び本件に関するご相談

を行ったことを伺っております。13日に行われた私どもに対する打合せにおいては、年内での協議会の開催は、先ほど申し上げました事前準備等を考慮し、また、私どもの持論を申し上げますと、定例議会の開催中ということもございまして、かなり難しいということを申し上げた上で、協議会を開催できる段階に至るまでの資料等準備作業も含めまして、何回か相談を承らせていただき、申請の準備が整いましたら文書での協議会の開催を依頼しました。その後1月31日付け、法人より正式に開催依頼が行われ、それから日程調整をさせていただいております。当初は2月中旬若しくは2月下旬と考えておりましたが、日程調整の結果、本日開催となった経緯でございます。

【会 長】

他に何かございませんか。

【田岡委員】

私の方からひとつ、よろしいでしょうか。

【会 長】

どうぞ。

【田岡委員】

事業者としての心構えということでひとつ伺いたしますが、「アルコール検知器」は用意していますか。

【法 人】

いえ。用意はしてございません。必要に応じて今後、用意したいと考えてます。

【田岡委員】

私も常日頃、各所において安全運転講習の講師として活動しており、そういったところからお話させていただきますが、その辺も何かあってからでは遅いので、後手に回ることなく、積極的に準備をされておいた方が良くと思います。参考までに申し述べておきます。

【新保委員】

確かに、用意しておくのが望ましいかと思えます。

【法 人】

はい。わかりました。

【安保委員】

よろしいですか。

【会 長】

どうぞ。

【安保委員】

運転手の運転記録証明を見ていて感じましたが、速度超過であるとか、座席ベルト装着義務違反であるとか、違反されている運転手が結構多くいらっしゃいますよね。やはり、人を運ぶ業務に従事しているのですから、嚴重に注意すべきだと思います。

【藤田委員】

私からも同様の意見ですが、この協議会が立ち上がった時に、利用者のためだけではなく、事業者側の特に運転に携わる方の交通安全意識を高めるような機運が必要であると申し上げました。やはり、人の命を運ぶ事業ですから、事業者による安全運転に資する講習会開催など、折を見て、繰り返し実施していくのが望ましいと思います。

【法人代表】

この福祉有償運送だけではなくて、法人事業としても自動車の利用機会が大変多いこともありますので、機会がある毎に、職員全体で取り組んでいこうと考えております。

【会 長】

交通安全に資するためのご意見といいますのは、これまでの協議会においても委員の皆様より申し上げられているところでございますが、今回申請の事業者だけではなく、全ての事業者においても言えることですが、申請上、運転者の要件としては確かに満たされている状況ではありますが、それ以上に、普段からの安全運転意識の高揚も含めまして、それに心がけるよう、事業者の責任として、各事業者にお願いしていかなければならないと感じております。

【法 人】

ただ今いただいたご意見を受け、常日頃より安全運転に心がけてまいりたいと思います。

【会 長】

他にございますか。

【柏野委員】

特に意見ということではございませんが、事業所の代表者として、不手際があるということは大変なことになるんだなと、代表として改めて思いました。以後、他の事業所もそうですけれども、このようなことのないよう、申請手続きをしっかりと行っていただきたいと思います。できましたら事業者より要請があった時、なるべく早い期間に開催できるともっといいだろうなと思うのですが、事務局の都合もあることも先ほどのご説明で理解いたしましたけれども、今回のようなケースがまた起こらないように皆で心がけたいと思います。

【会 長】

起こらないようにではなく、起こしてはいけないことなので、事務局の方でも十分承知して取り進めていくと思いますので。今回は特例ということでもいろいろご意見はあるかと思いますが、今後ともしっかりと協議会の運営を取り進めていくということで、以上、何も無ければ、この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

【委員一同】

よろしいと思います。

(異議なしの声)

【会 長】

それでは、そのように決定いたします。

事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し「合意文書」を交付すると共に、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

5. その他

【会 長】

以上で審議の議題は全て終了となりますが、会議次第の「5. その他」につきまして、何かございましたら事務局よりお願いします。

【事務局】

はい。今、藤田委員からもご意見がございましたけれども、今回のような事象については速やかに事務局より、各委員にご報告いたしたいと考えてございます。

次回の協議会の開催についてでございますが、本年6月30日付けにて登録期間満了を迎える事業所が4事業所ございます。これらにつきまして、陸運支局への申請が

2か月前から受付けされているということもございますので、スケジュール等逆算いたしますと5月のゴールデンウィーク過ぎ、少なくとも5月中には開催したほうが安全なのではないかと考えてございますので、確定いたしましたら速やかに皆様の日程調整も含めまして、ご案内いたしたいと思います。

事務局からは以上です。

【会 長】

事務局より、次回開催の件について説明がございました。何か確認しておくことはございますか。

【田岡委員】

あってはならないことですけれども、利用者側から苦情なりがあったとしても我々委員には目に見えない部分となります。恐らくそのようなことは無いかと思いますが、この協議会においてしっかりと処理をしていくような事も考えていくべきではと思っていますが。

【藤田委員】

苦情があればやはり、他の利用者に情報が流れるようになっているのが現状です。ただ、協議会としては事業者に対して、そのような事がないかといった確認作業を協議会開催時にでも行うのが望ましいと考えています。

【事務局】

苦情処理について、改めてご説明申し上げておきたいと思います。利用者からの苦情処理につきましては、第一義的に事業者の責務となっております。その後、事業者より協議会事務局に報告をいただくというのが正規なルートとなっております。ただ、利用者によっては事業所に苦情を寄せてもうまく処理されなかったであるとか、聞き入れてもらえなかったというような、苦情が苦情を重ねるといった状態となることもございます。その場合は道路運送法の規定によりまして、協議会を設置している自治体の方で、なりかわって承るという流れとなっております。いずれにいたしましても重要なことでございますので、協議会開催の機会に併せまして、苦情の有無や有った場合の内容等について、適宜、ご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

【会 長】

他に何かございませんか。

(なしの声)

それでは、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。